

厚真町地域防災計画【本編】令和6年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂(令和7年2月)	現行(令和6年4月改訂)	備考																																								
1 ～ 2	<p>第3節 計画の効果的推進</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。</p> <p>防災対策は、自助(住民等が自らの安全を自らで守ることをいう。)、共助(住民等が地域において互いに助け合うことをいう。)&及び公助(町及び防災関係機関が実施する対策をいう。)のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。</p> <p>また、地域においては、生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。</p> <p><u>更に、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制などウイルス感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</u></p>	<p>第3節 計画の効果的推進</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。</p> <p>防災対策は、自助(住民等が自らの安全を自らで守ることをいう。)、共助(住民等が地域において互いに助け合うことをいう。)&及び公助(町及び防災関係機関が実施する対策をいう。)のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。</p> <p>また、地域においては、生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。</p>	<p>・計画推進に当たっての基本となる事項の修正</p>																																								
3	<p>第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> <tr> <td>北海道農政事務所</td> <td><u>1 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。</u></td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務	北海道農政事務所	<u>1 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。</u>	<p>第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> <tr> <td>北海道農政事務所</td> <td>1 災害時における主要食料の確保及び供給に関すること。 2 災害応急飼料対策において、要請に応じて緊急飼料として飼料作物を供給する等、必要な措置を行うこと。</td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務	北海道農政事務所	1 災害時における主要食料の確保及び供給に関すること。 2 災害応急飼料対策において、要請に応じて緊急飼料として飼料作物を供給する等、必要な措置を行うこと。	<p>・農政事務所の業務の修正</p>																																
機関名	事務又は業務																																										
北海道農政事務所	<u>1 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。</u>																																										
機関名	事務又は業務																																										
北海道農政事務所	1 災害時における主要食料の確保及び供給に関すること。 2 災害応急飼料対策において、要請に応じて緊急飼料として飼料作物を供給する等、必要な措置を行うこと。																																										
7	<p>第7節 住民の責務</p> <p>「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。</p> <p>住民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。</p>	<p>第7節 住民の責務</p> <p>「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。</p> <p>住民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。</p>	<p>・文言の修正</p>																																								
12	<p>1 厚真町災害対策本部組織</p> <p>別表1 組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>部長</th> <th>班</th> <th>班長</th> <th>班編成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括部</td> <td>情報防災担当参事</td> <td>本部運営班</td> <td>総務課情報防災担当参事兼務又はデジタル推進担当参事</td> <td>情報防災G</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務課長</td> <td>総務班</td> <td>総務課長兼務又は参事</td> <td>総務人事G 財政G 庁舎周辺等整備推進室</td> </tr> <tr> <td>産業対策部</td> <td>産業経済課長</td> <td>商工班</td> <td>産業経済課長兼務</td> <td>経済G 農業委員会事務局</td> </tr> </tbody> </table>	部	部長	班	班長	班編成	総括部	情報防災担当参事	本部運営班	総務課情報防災担当参事兼務又はデジタル推進担当参事	情報防災G	総務部	総務課長	総務班	総務課長兼務又は参事	総務人事G 財政G 庁舎周辺等整備推進室	産業対策部	産業経済課長	商工班	産業経済課長兼務	経済G 農業委員会事務局	<p>1 厚真町災害対策本部組織</p> <p>別表1 組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>部長</th> <th>班</th> <th>班長</th> <th>班編成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括部</td> <td>情報防災担当参事</td> <td>本部運営班</td> <td>総務課情報防災担当参事兼務</td> <td>情報防災G</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務課長</td> <td>総務班</td> <td>総務課長兼務</td> <td>総務人事G 財政G 庁舎周辺等整備推進室</td> </tr> <tr> <td>産業対策部</td> <td>産業経済課長</td> <td>商工班</td> <td>産業経済課長兼務</td> <td>経済G 農業委員会事務局 学校教育G車両担当</td> </tr> </tbody> </table>	部	部長	班	班長	班編成	総括部	情報防災担当参事	本部運営班	総務課情報防災担当参事兼務	情報防災G	総務部	総務課長	総務班	総務課長兼務	総務人事G 財政G 庁舎周辺等整備推進室	産業対策部	産業経済課長	商工班	産業経済課長兼務	経済G 農業委員会事務局 学校教育G車両担当	<p>・編制替えに伴う修正</p>
部	部長	班	班長	班編成																																							
総括部	情報防災担当参事	本部運営班	総務課情報防災担当参事兼務又はデジタル推進担当参事	情報防災G																																							
総務部	総務課長	総務班	総務課長兼務又は参事	総務人事G 財政G 庁舎周辺等整備推進室																																							
産業対策部	産業経済課長	商工班	産業経済課長兼務	経済G 農業委員会事務局																																							
部	部長	班	班長	班編成																																							
総括部	情報防災担当参事	本部運営班	総務課情報防災担当参事兼務	情報防災G																																							
総務部	総務課長	総務班	総務課長兼務	総務人事G 財政G 庁舎周辺等整備推進室																																							
産業対策部	産業経済課長	商工班	産業経済課長兼務	経済G 農業委員会事務局 学校教育G車両担当																																							
19	<p>(5) 非常配備体制の活動要領</p> <p>ア 注意配備体制下の活動の要点は、概ね次のとおりとする。</p> <p>(7) 注意配備は、災害対策連絡本部を設置して、情報防災担当参事(総括部長)又は総務課長(総務部長)が統括・指揮を行う。</p> <p>(イ) 情報防災担当参事(総括部長)又は総務課長(総務部長)は、胆振総合振興局そ</p>	<p>(5) 非常配備体制の活動要領</p> <p>ア 注意配備体制下の活動の要点は、概ね次のとおりとする。</p> <p>(7) 注意配備は、災害対策連絡本部を設置して、防災担当参事(総括部長)又は総務課長(総務部長)が統括・指揮を行う。</p> <p>(イ) 防災担当参事(総括部長)又は総務課長(総務部長)は、胆振総合振興局その他</p>	<p>・編制替えに伴う修正</p>																																								

厚真町地域防災計画【本編】令和6年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂(令和7年2月)	現行(令和6年4月改訂)	備考																														
	<p>他の防災関係機関と連絡をとり、防災気象情報、現況及び対策方針等を必要な部署等に伝達・共有する。</p> <p>イ 第1種非常配備体制下の活動の要点は、概ね次のとおりとする。</p> <p>(7) ～略～</p> <p>(4) 情報防災担当参事(総括部長)又は総務課長(総務部長)は、胆振総合振興局その他の防災関係機関と連絡をとり、防災気象情報、現況及び対策方針等を必要な部署等に伝達・共有する。</p>	<p>他の防災関係機関と連絡をとり、防災気象情報、現況及び対策方針等を必要な部署等に伝達・共有する。</p> <p>イ 第1種非常配備体制下の活動の要点は、概ね次のとおりとする。</p> <p>(7) ～略～</p> <p>(4) 防災担当参事(総括部長)又は総務課長(総務部長)は、胆振総合振興局その他の防災関係機関と連絡をとり、防災気象情報、現況及び対策方針等を必要な部署等に伝達・共有する。</p>																															
20	<p>別表4 非常配備体制の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置</th> <th>責任者及び配備要員</th> <th>配備基準</th> <th>任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意配備</td> <td>災害対策連絡本部</td> <td>正 : 情報防災担当参事 副 : 総務課長 要員: 情報防災G ～以下略～</td> <td>～略～</td> <td>～略～</td> </tr> <tr> <td>第1種非常配備</td> <td>非常警戒本部</td> <td>正 : 副町長 副 : 情報防災担当参事 要員: 総務課長 情報防災G ～以下略～</td> <td>～略～</td> <td>～略～</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設置	責任者及び配備要員	配備基準	任務	注意配備	災害対策連絡本部	正 : 情報 防災担当参事 副 : 総務課長 要員: 情報 防災G ～以下略～	～略～	～略～	第1種非常配備	非常警戒本部	正 : 副町長 副 : 情報 防災担当参事 要員: 総務課長 情報 防災G ～以下略～	～略～	～略～	<p>別表4 非常配備体制の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置</th> <th>責任者及び配備要員</th> <th>配備基準</th> <th>任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意配備</td> <td>災害対策連絡本部</td> <td>正 : 防災担当参事 副 : 総務課長 要員: 防災G ～以下略～</td> <td>～略～</td> <td>～略～</td> </tr> <tr> <td>第1種非常配備</td> <td>非常警戒本部</td> <td>正 : 副町長 副 : 防災担当参事 要員: 総務課長 防災G ～以下略～</td> <td>～略～</td> <td>～略～</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設置	責任者及び配備要員	配備基準	任務	注意配備	災害対策連絡本部	正 : 防災担当参事 副 : 総務課長 要員: 防災G ～以下略～	～略～	～略～	第1種非常配備	非常警戒本部	正 : 副町長 副 : 防災担当参事 要員: 総務課長 防災G ～以下略～	～略～	～略～	・編制替えに伴う修正
区分	設置	責任者及び配備要員	配備基準	任務																													
注意配備	災害対策連絡本部	正 : 情報 防災担当参事 副 : 総務課長 要員: 情報 防災G ～以下略～	～略～	～略～																													
第1種非常配備	非常警戒本部	正 : 副町長 副 : 情報 防災担当参事 要員: 総務課長 情報 防災G ～以下略～	～略～	～略～																													
区分	設置	責任者及び配備要員	配備基準	任務																													
注意配備	災害対策連絡本部	正 : 防災担当参事 副 : 総務課長 要員: 防災G ～以下略～	～略～	～略～																													
第1種非常配備	非常警戒本部	正 : 副町長 副 : 防災担当参事 要員: 総務課長 防災G ～以下略～	～略～	～略～																													
23	<p>4 住民組織等に対する協力要請</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災者に対する応急救助、情報収集等のため、次の事項につき住民組織の活用を図るものとする。</p>	<p>4 住民組織等に対する協力要請</p> <p>災害時において、被災者に対する応急救助、情報収集等のため、次の事項につき住民組織の活用を図るものとする。</p>	・文言の修正																														
32	<p>(2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知</p> <p>町は、住民の円滑な避難を確保するために、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人家等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p>	<p>(2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知</p> <p>町は、住民の円滑な避難を確保するために、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	避難情報の周知伝達に関する修正(道に整合)																														
33	<p>6 防災上重要な施設の管理者</p> <p>～略～</p> <p>(6) 冷暖房及び発電機の燃料確保の方法</p>	<p>6 防災上重要な施設の管理者</p> <p>～略～</p> <p>(6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法</p>	・避難対策に関する修正																														
33	<p>(3) 避難体制の確立</p> <p>要配慮者に対する避難誘導方法については、第5章5節「避難救出計画」によるが特に避難行動要支援者を優先し誘導する。</p> <p>(4) 避難行動要支援者支援体制の確立</p> <p>～略～</p> <p>イ 「個別避難計画」を作成して、避難支援に努めるとともに、避難行動要支援者が災害時速やかに避難することができる支援体制の構築に努める。</p> <p>この際、積雪寒冷期における積雪、凍結などの時期的特性や風水害(土砂災害、洪水、高潮など)・津波などの地域特有の特性に留意するとともに、個別避難計画について</p>	<p>(3) 避難体制の確立</p> <p>要配慮者に対する避難誘導方法については、第5章5節「避難計画」によるが特に避難行動要支援者を優先し誘導する。</p> <p>(4) 避難行動要支援者支援体制の確立</p> <p>～略～</p> <p>イ 「個別避難計画」を作成して、避難支援に努めるとともに、避難行動要支援者が災害時速やかに避難することができる支援体制の構築に努める。</p>	・誤記修正 ・要配慮者に関する修正(道に整合)																														

厚真町地域防災計画【本編】令和6年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂(令和7年2月)	現行(令和6年4月改訂)	備考																				
	<p>ては、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p>																						
35	<p>3 防災備蓄倉庫の整備 町は、食料等の確保、防災資機材等の整備・保管、住民の防災訓練の支援等のために物資集積・輸送等拠点を兼ねた防災備蓄倉庫を整備する。</p>	<p>3 防災備蓄倉庫の整備 町は、食料等の確保、防災資機材等の整備・保管、住民の防災訓練の支援等のために防災備蓄庫を整備する。</p>	・道に整合																				
41	<p>3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保 町は、特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。</p>	<p>3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保 町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。</p>	・文言の修正																				
47	<p>2 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図</p> <p>【凡例】 : 二重線で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく洪水予報の通知先 : 二重線矢印は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路 ---- : 点線矢印は、放送・無線 <small>(※1) 府県予報区担当気象官署: 札幌管区気象台、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内各地方気象台 (※2) 北海道開発局、陸上自衛隊北方方面総監部(情報部資料課)、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力等 (※3) NTT東日本・西日本には、特別警報及び警報のみ伝達</small></p>	<p>2 気象予警報伝達系統図</p>	・系統図の修正(道に整合)																				
48	<p>※ 注意報・警報・特別警報基準 (1) 注意報(基準値はいずれも予想値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th colspan="2">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>74</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準		大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	6	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	74	<p>※ 注意報・警報・特別警報基準 (1) 注意報(基準値はいずれも予想値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th colspan="2">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>77</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準		大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	6	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	77	・基準値の修正
種類	発表基準																						
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	6																				
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	74																				
種類	発表基準																						
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	6																				
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	77																				

厚真町地域防災計画【本編】令和6年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂(令和7年2月)	現行(令和6年4月改訂)	備考																
	<p>(2) 警報基準(基準値はいずれも予想値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th colspan="2">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>144</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準		大雨	表面雨量指数基準	13	土壌雨量指数基準	144	<p>(2) 警報基準(基準値はいずれも予想値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th colspan="2">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>143</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準		大雨	表面雨量指数基準	13	土壌雨量指数基準	143	
種類	発表基準																		
大雨	表面雨量指数基準	13																	
	土壌雨量指数基準	144																	
種類	発表基準																		
大雨	表面雨量指数基準	13																	
	土壌雨量指数基準	143																	
50	<p>4 災害情報通信計画 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報、被害状況報告等の収集及び通信連絡を円滑に行うために、必要な事項は次のとおりとする。</p>	<p>4 災害情報通信計画 災害時における情報、被害状況報告等の収集及び通信連絡を円滑に行うために、必要な事項は次のとおりとする。</p>	・文言の修正																
60 ～ 61	<p>5 情報収集・伝達体制の整備</p> <p>(1) 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災住民など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に災害発生時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話等により、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。</p> <p>(2) 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災住民等への情報伝達手段として、防災行政無線(戸別受信機を含む。)等の無線通信システムの整備を図るとともに、IP通信網や携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災住民等に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 非常通信体制の整備、無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災住民等に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</p> <p>(4) 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法的確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。</p> <p>(5) 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。</p> <p>(6) 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に、提供する場所の選定に努めるものとする。なお、その場合において、様々な災害に対応できるように、複数箇所の選定に努めるものとする。</p>		・情報収集・伝達に関する修正(道に整合)																
61	<p>第2節 応急措置実施計画 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長及び関係機関の長が実施する応急措置については、この計画の定めるところによる。</p>	<p>第2節 応急措置実施計画 災害時において、町長及び関係機関の長が実施する応急措置については、この計画の定めるところによる。</p>	・文言の修正																
64 ～ 67	<p>第4節 災害広報計画 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における報道機関・関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供並びに広報活動は情報広報部情報・広報班が担当し、本計画の定めるところにより実施する。</p> <p>1 災害広報及び情報等の提供の方法</p>	<p>第4節 災害広報計画 災害時における報道機関・関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供並びに広報活動は情報広報部情報・広報班が担当し、本計画の定めるところにより実施する。</p>	・文言の修正 ・災害広報の追記																

厚真町地域防災計画【本編】令和6年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂(令和7年2月)	現行(令和6年4月改訂)	備考
	<p><u>町及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする町民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地域の住民等の適切な判断による行動を支援する。</u></p> <p><u>また、町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。</u></p> <p>～以降、行番号(記号)の修正～</p> <p>2 住民に対する広報等の方法</p> <p><u>(1) 町及び防災関係機関等は、当時の実情に応じ、報道機関(コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、新聞等)への情報提供をはじめ、町の防災行政無線(戸別受信機を含む。)、緊急速報メール、町ホームページ(インターネット)、SNS(LINE、Facebook)広報車両、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。また、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</u></p> <p><u>この際、実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。</u></p> <p><u>(2) 町及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について、必要に応じ、協力するものとする。</u></p> <p><u>(3) (1)のほか、町は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート(災害情報共有システム)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。</u></p> <p>3 町の広報</p> <p><u>町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、商業施設、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、必要によりボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するものとする。</u></p> <p>4 防災関係機関の広報</p> <p><u>防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。</u></p> <p><u>特に、住民生活に直結した機関(道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等)は、応急対策活動と発生原因や復旧見込、復旧状況を町民に広報するとともに、町の災害対策本部に対し情報の提供を行う。</u></p> <p>5 安否情報の提供</p> <p><u>(1) 安否情報の照会手続</u></p> <p><u>ア 安否情報の照会は、照会者の氏名・住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。</u></p>		<p>・安否情報の提供等の追記(道に整合)</p>

厚真町地域防災計画【本編】令和6年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂(令和7年2月)	現行(令和6年4月改訂)	備考												
	<p><u>イ 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。</u></p> <p><u>ウ 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。</u></p> <p><u>エ 町は、ウ項にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。</u></p> <p><u>(2) 安否情報を回答するに当たっての町の対応</u></p> <p><u>町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。</u></p> <p><u>ア 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報をその保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。</u></p> <p><u>ウ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。</u></p> <p><u>エ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>6 災害時の氏名等の公表</u></p> <p><u>町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p>														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%;">照会者と照会に係る被災者との間柄</th> <th style="width: 50%;">照会に係る被災者の安否情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(ア)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の同居の親族 (婚姻の届け出を有しないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者その他婚姻の予約者を含む。) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(イ)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の親族((ア)に掲げる者を除く。) ・被災者の職場の関係者その他の関係者 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の負傷又は疾病の状況 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ウ)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者について保有している安否情報の有無 </td> </tr> </tbody> </table>		照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報	(ア)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の同居の親族 (婚姻の届け出を有しないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者その他婚姻の予約者を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 	(イ)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の親族((ア)に掲げる者を除く。) ・被災者の職場の関係者その他の関係者 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の負傷又は疾病の状況 	(ウ)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者について保有している安否情報の有無 		
	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報													
(ア)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の同居の親族 (婚姻の届け出を有しないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者その他婚姻の予約者を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 													
(イ)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の親族((ア)に掲げる者を除く。) ・被災者の職場の関係者その他の関係者 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の負傷又は疾病の状況 													
(ウ)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者について保有している安否情報の有無 													
	<p>～以降、行番号(記号)の修正～</p>														

厚真町地域防災計画【本編】令和6年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂(令和7年2月)	現行(令和6年4月改訂)	備考
68 ～ 69	<p>(3) 避難指示又は高齢者等避難の周知・伝達方法</p> <p><u>町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように、避難指示等の伝達内容の工夫や対象者を明確にするともに、警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように、具体的でわかりやすい内容に配慮して伝達する。</u></p> <p><u>この際、防災行政無線、北海道防災情報システム、Lアラート(災害情報共有システム)等の活用により、対象地域住民への迅速な伝達に努め、迅速かつ円滑な避難を図る。</u></p> <p><u>また、避難指示等の発令にあたっては、必要に応じて防災関係機関(タイムライン防災関係機関を含む。)等の専門的知見や技術的な助言を活用して、適切に判断をおこなうものとする。</u></p> <p>ア 指示事項 ～略～</p>	<p>(3) 避難指示又は高齢者等避難の周知・伝達方法</p> <p>ア 指示事項</p> <p>(7) 避難先</p> <p>(イ) 避難経路</p> <p>(ウ) 避難の理由及び内容</p> <p>(エ) 注意事項 ～略～</p>	<p>・避難情報の周知等の追記(道に整合)</p>
69	<p>(4) 避難信号による伝達</p> <p><u>別冊1「厚真町水防計画第11章第1節水防信号」に定める危険信号によるものとする。</u></p>	<p>(4) 避難信号による伝達</p> <p><u>「第4章第1節水防計画3水防信号」に定める危険信号によるものとする。</u></p>	<p>・誤記修正</p>
71 ～ 72	<p>4 指定避難所の運営管理等</p> <p>～略～</p> <p>(8) <u>町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所への設置やトイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>～略～(行番号(記号)の修正)</p> <p>(15) <u>町は、感染症の発生や拡大が見られる場合は、総括部及び教育避難所対策部と救護部が連携し、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>(16) <u>町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>(17) <u>避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に総括部及び教育避難所対策部と救護部が連携し、適切な対応を検討しておくものとし、感染者または感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、ほかの避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。</u></p>	<p>4 指定避難所の運営管理等</p> <p>～略～</p> <p>未記載</p>	<p>・指定避難所の運営等について追記(道に整合)</p>
72 ～ 73	<p>5 広域一時滞在</p> <p>(1) <u>広域一時滞在の協議等</u></p> <p><u>町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うものとする。</u></p> <p>ア <u>道内における広域一時滞在</u></p> <p>(7) <u>町長は、災害発生により被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在(以下、「道内広域一時滞在」という。)の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長(以下、「協議先市町村長」という。)に被災住民の受入れについて、協議を行う。</u></p> <p><u>この際、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、知事に助言を求めるものとする。</u></p>	<p>未記載</p>	<p>・広域避難について追記(道に整合)</p>

厚真町地域防災計画【本編】令和6年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂(令和7年2月)	現行(令和6年4月改訂)	備考
	<p>(イ) 道内広域一時滞在の協議をする場合、協議元である町長は、あらかじめ胆振総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告する。</p> <p>(ロ) 道内の他の市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた町長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに、協議元となる道内他の市町村長に通知するものとし、町長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。</p> <p>(エ) 協議元となる町長が、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。</p> <p>(オ) 協議元となる町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所管理者などの被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。</p> <p>(カ) 協議先とする町長が、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者などの被災住民への支援に関係する機関に通知する。</p> <p>(キ) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引継ぎを行う。</p> <p>この際、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。</p> <p>イ 道外への広域一時滞在の協議</p> <p>(ア) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、町長は知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。</p> <p>(イ) 知事は、協議元となる町長より道外広域一時滞在に関する要求を受けた場合、協議先知事に協議を行う。また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。</p> <p>(ロ) 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告する。</p> <p>(エ) 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに協議元となる町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。</p> <p>(オ) 協議元となる町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者などの被災住民への支援に関係する機関に通知する。</p> <p>(カ) 協議元となる町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告及び公示するとともに、避難所の管理者などの被災住民への支援に関係する機関に通知する。</p> <p>(キ) 知事は、協議元となる町長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知及び公示するとともに、内閣総</p>		

厚真町地域防災計画【本編】令和6年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂(令和7年2月)	現行(令和6年4月改訂)	備考
	<p>理大臣に報告するものとする。</p> <p>(ク) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあつても、協議先知事との協議を実施する。</p> <p>ウ 避難者の受け入れ 町は、他の市町村からの広域一時滞在者を受け入れることができる広域一時滞在用の施設等をあらかじめ想定しておくものとする。</p> <p>エ 関係機関との連携 町は、道及び運送事業者等との具体的な手順を定め、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 広域一時滞在避難者への対応 町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。</p> <p>(3) 内閣総理大臣による協議等の代行 内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎが行われる。</p> <p>～以降、行番号(記号)の修正～</p>		
74	<p>第6節 食料供給計画 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における被災者並びに災害応急対策に従事している者に対する主要食料及び副食調味料の供給は、本計画の定めるところによる。</p>	<p>第6節 食料供給計画 災害時における被災者並びに災害応急対策に従事している者に対する主要食料及び副食調味料の供給は、本計画の定めるところによる。</p>	・文言の修正
76	<p>第8節 衣料、生活必需物資供給計画 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における被災者に対する被服その他生活必需品の供給確保に関する事項は、この計画の定めるところによる。</p>	<p>第8節 衣料、生活必需物資供給計画 災害時における被災者に対する被服その他生活必需品の供給確保に関する事項は、この計画の定めるところによる。</p>	・文言の修正
78	<p>第9節 給水計画 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において水道の破損及び井戸水の汚染等のため、飲料水が得られない場合における給水活動については本計画の定めるところによる。</p>	<p>第9節 給水計画 災害時において水道の破損及び井戸水の汚染等のため、飲料水が得られない場合における給水活動については本計画の定めるところによる。</p>	・文言の修正
79	<p>第10節 ライフラインの応急対策計画 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において通信、交通、電力、ガス、上下水道のライフライン確保に関する事項については本計画の定めるところによる。</p>	<p>第10節 ライフラインの応急対策計画 災害時において通信、交通、電力、ガス、上下水道のライフライン確保に関する事項については本計画の定めるところによる。</p>	・文言の修正
80	<p>(2) 交通応急対策 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における道路、船舶及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。</p>	<p>(2) 交通応急対策 災害時における道路、船舶及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。</p>	・文言の修正
83	<p>ウ 広報 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の停電、復旧見込みなどの状況について、ホームページ・SNS(Twitter、Facebook)、ラジオ及び報道機関などを通じて、速やかに一般公衆に周知を図るものとする。</p>	<p>ウ 広報 災害時の停電、復旧見込みなどの状況について、ホームページ・SNS(Twitter、Facebook)、ラジオ及び報道機関などを通じて、速やかに一般公衆に周知を図るものとする。</p>	・文言の修正
84	<p>(5) 上下水道施設対策計画 ア 上水道施設の応急・復旧対策 (イ) 復旧対策 b 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の広報</p>	<p>(5) 上下水道施設対策計画 ア 上水道施設の応急・復旧対策 (イ) 復旧対策 b 災害時の広報</p>	・文言の修正

厚真町地域防災計画【本編】令和6年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂(令和7年2月)	現行(令和6年4月改訂)	備考
84	(7) 応急対策 b 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の広報	(7) 応急対策 b 災害時の広報	・文言の修正
86	第12節 防疫計画 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における被災地の防疫は、本計画の定めるところによる。	第12節 防疫計画 災害時における被災地の防疫は、本計画の定めるところによる。	・文言の修正
87	第13節 廃棄物等処理計画 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における被災地のごみの収集、し尿のくみ取り、死亡畜獣の処理等の清掃業務については、本計画の定めるところによる。	第13節 廃棄物等処理計画 災害時における被災地のごみの収集、し尿のくみ取り、死亡畜獣の処理等の清掃業務については、本計画の定めるところによる。	・文言の修正
88	第14節 家庭動物等対策計画 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。	第14節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。	・文言の修正
90	2 障害物除去の対象 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における障害物の除去は、次に掲げる場合に行うものとする。	2 障害物除去の対象 災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行うものとする。	・文言の修正
91	第17節 輸送計画 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害応急対策、復旧対策等の万全を期すため住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救護、救出のための資材器具、物資の輸送(以下「災害時輸送」という。)を迅速確実に行うための方法、範囲等は、本計画の定めるところによる。 <u>この際、町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</u>	第17節 輸送計画 災害時において災害応急対策、復旧対策等の万全を期すため住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救護、救出のための資材器具、物資の輸送(以下「災害時輸送」という。)を迅速確実に行うための方法、範囲等は、本計画の定めるところによる。	・文言の修正 ・物資輸送等について追記(道に整合)
92	第18節 労務供給計画 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における応急対策に必要な労務者を確保する場合は、本計画の定めるところによる。	第18節 労務供給計画 災害時における応急対策に必要な労務者を確保する場合は、本計画の定めるところによる。	・文言の修正
94	第20節 災害警備計画 地震・津波等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体及び財産を保護し、公共安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備については、北海道警察及び第一管区海上保安本部が行う災害警備対策は、北海道地域防災計画によるほか、この計画に定めるところによる。	第20節 災害警備計画 地震・津波等の災害時において、住民の生命、身体及び財産を保護し、公共安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備については、北海道警察及び第一管区海上保安本部が行う災害警備対策は、北海道地域防災計画によるほか、この計画に定めるところによる。	・文言の修正
96	第21節 応急飼料計画 災害時が発生し、又は発生するおそれがある場合における家畜飼料の応急対策については、本計画の定めるところによる。	第21節 応急飼料計画 災害時における家畜飼料の応急対策については、本計画の定めるところによる。	・文言の修正
97	第22節 自衛隊派遣要請計画 災害時が発生し、又は発生するおそれがある場合における自衛隊の派遣要請については、本計画の定めるところによる。	第22節 自衛隊派遣要請計画 災害時における自衛隊の派遣要請については、本計画の定めるところによる。	・文言の修正
100	第24節 交通応急対策計画 災害時が発生し、又は発生するおそれがある場合における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、援助、救助、救援等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、この計画の定めるところによる。	第24節 交通応急対策計画 災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、援助、救助、救援等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、この計画の定めるところによる。	・文言の修正
103	※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における行政の役割 ※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害ボランティアセンター(社会福祉協会)の役割	※ 災害時における行政の役割 ※ 災害時における災害ボランティアセンター(社会福祉協会)の役割	・文言の修正

厚真町地域防災計画【本編】令和6年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂(令和7年2月)	現行(令和6年4月改訂)	備考																																
109	エ 町長(本部長)は、北海道知事(総務部危機対策局危機対策課防災航空室)から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。(ヘリコプターの離着陸場は本章第17節の2別表「ヘリポート指定場所」とおり)	エ 町長(本部長)は、北海道知事(総務部危機対策局危機対策課防災航空室)から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。(ヘリコプターの離着陸場は本章第7節のとおり)	・節番号修正																																
	<p>第6章 地震・津波災害対策計画</p> <p>第1節 地震・津波の発生状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>発生日</th> <th>震源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">太平洋沿岸</td> <td>昭和27年3月4日(1952) 「十勝沖の地震」</td> <td>十勝沖 N41°42' E144°09' H54km</td> </tr> <tr> <td colspan="2">～略～</td> </tr> <tr> <td>平成23年3月11日(2011) 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」</td> <td>三陸沖 N38°06' E142°52' H24km</td> </tr> <tr> <td colspan="3">～略～</td> </tr> <tr> <td>遠地地震</td> <td>昭和35年5月23日(1960) 「チリ地震津波」</td> <td>南米チリ沖 S38°08' W73°24' H25km</td> </tr> </tbody> </table>	地域	発生日	震源	太平洋沿岸	昭和27年3月4日(1952) 「十勝沖の地震」	十勝沖 N41°42' E144°09' H54km	～略～		平成23年3月11日(2011) 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」	三陸沖 N38°06' E142°52' H24km	～略～			遠地地震	昭和35年5月23日(1960) 「チリ地震津波」	南米チリ沖 S38°08' W73°24' H25km	<p>第6章 地震・津波災害対策計画</p> <p>第1節 地震・津波の発生状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>発生日</th> <th>震源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">太平洋沿岸</td> <td>昭和27年3月4日(1952) 「十勝沖の地震」</td> <td>十勝沖 N40°42' E144°09' H54km</td> </tr> <tr> <td colspan="2">～略～</td> </tr> <tr> <td>平成23年3月11日(2011) 「平成23年(2011年)東北太平洋沖地震」</td> <td>三陸沖 N38°06' E142°52' H24km</td> </tr> <tr> <td colspan="3">～略～</td> </tr> <tr> <td>遠地地震</td> <td>昭和35年5月23日(1960) 「チリ地震津波」</td> <td>南米チリ沖 S38°24' W73°68' H25km</td> </tr> </tbody> </table>	地域	発生日	震源	太平洋沿岸	昭和27年3月4日(1952) 「十勝沖の地震」	十勝沖 N40°42' E144°09' H54km	～略～		平成23年3月11日(2011) 「平成23年(2011年)東北太平洋沖地震」	三陸沖 N38°06' E142°52' H24km	～略～			遠地地震	昭和35年5月23日(1960) 「チリ地震津波」	南米チリ沖 S38°24' W73°68' H25km	・誤記修正
地域	発生日	震源																																	
太平洋沿岸	昭和27年3月4日(1952) 「十勝沖の地震」	十勝沖 N41°42' E144°09' H54km																																	
	～略～																																		
	平成23年3月11日(2011) 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」	三陸沖 N38°06' E142°52' H24km																																	
～略～																																			
遠地地震	昭和35年5月23日(1960) 「チリ地震津波」	南米チリ沖 S38°08' W73°24' H25km																																	
地域	発生日	震源																																	
太平洋沿岸	昭和27年3月4日(1952) 「十勝沖の地震」	十勝沖 N40°42' E144°09' H54km																																	
	～略～																																		
	平成23年3月11日(2011) 「平成23年(2011年)東北太平洋沖地震」	三陸沖 N38°06' E142°52' H24km																																	
～略～																																			
遠地地震	昭和35年5月23日(1960) 「チリ地震津波」	南米チリ沖 S38°24' W73°68' H25km																																	
120 ～ 121	<p>第6節 地震・津波情報の伝達計画</p> <p>1 地震情報</p> <p>(1) 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上、又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上、又は長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。</p> <p>なお、震度が6弱以上、又は長周期地震動階級4以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>～略～</p> <p>ア 地震動警報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報・予報の種類</th> <th>発表名称</th> <th>内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震動特別警報</td> <td rowspan="2">「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」</td> <td>最大震度5弱以上、又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。</td> </tr> <tr> <td>地震動警報</td> <td>このうち、震度6弱以上、又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。</td> </tr> <tr> <td>地震動予報</td> <td>「緊急地震速報(予報)」</td> <td>最大震度3以上、又は長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。</td> </tr> </tbody> </table>	警報・予報の種類	発表名称	内容等	地震動特別警報	「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上、又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。	地震動警報	このうち、震度6弱以上、又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。	地震動予報	「緊急地震速報(予報)」	最大震度3以上、又は長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。	<p>第6節 地震・津波情報の伝達計画</p> <p>1 地震情報</p> <p>(1) 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。</p> <p>なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>～略～</p> <p>ア 地震動警報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報・予報の種類</th> <th>発表名称</th> <th>内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震動特別警報</td> <td rowspan="2">「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」</td> <td>最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。</td> </tr> <tr> <td>地震動警報</td> <td>このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。</td> </tr> <tr> <td>地震動予報</td> <td>「緊急地震速報(予報)」</td> <td>最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想するもの。</td> </tr> </tbody> </table>	警報・予報の種類	発表名称	内容等	地震動特別警報	「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。	地震動警報	このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。	地震動予報	「緊急地震速報(予報)」	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想するもの。	・地震動階級等の修正										
警報・予報の種類	発表名称	内容等																																	
地震動特別警報	「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上、又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。																																	
地震動警報		このうち、震度6弱以上、又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。																																	
地震動予報	「緊急地震速報(予報)」	最大震度3以上、又は長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。																																	
警報・予報の種類	発表名称	内容等																																	
地震動特別警報	「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。																																	
地震動警報		このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。																																	
地震動予報	「緊急地震速報(予報)」	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想するもの。																																	

厚真町地域防災計画【本編】令和6年度改訂案 新旧対照表

122 イ 地震に関する情報の種類と内容	イ 地震に関する情報の種類と内容			・発表基準の修正		
情報の種類	発表基準	発表内容	情報の種類	発表基準	発表内容	
～略～			～略～			
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 震度1以上 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、 <u>震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表</u> <u>それに加えて震度3以上のを観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表</u> 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・ <u>地点名</u> を発表	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 震度3以上 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	
<u>長周期地震動に関する観測情報</u>	震度1以上を観測した地域の長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分程度で1回発表）	各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表	
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等（※注） マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。</u>	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 <u>（※注）国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。</u>	遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表	
～略～			～略～			
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	
～略～			～略～			

頁	改訂 (令和7年2月)	現行 (令和6年4月改訂)	備考
123	<p>地震及び津波に関する情報</p> <p>注：津波の心配がない場合はその旨を地震の情報に記載する。</p> <p>注：若干の海面変動が予想される場合は、地震の情報に記載すると共に「津波予報」を発表し、対象予報区に記載する。</p>	<p>地震及び津波に関する情報</p> <p>注：津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。</p> <p>注：地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。</p> <p>注：津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。</p> <p>注：気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。</p> <p>注：気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。</p>	<p>備考</p> <p>・情報に関する図の修正</p>

厚真町地域防災計画【本編】令和6年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂(令和7年2月)	現行(令和6年4月改訂)	備考																																																		
129	<p>3 石綿飛散防災対策 被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本方針 各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(第3版)」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 実施主体及び実施方法</p> <p>ア 町及び北海道 町及び道は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。</p> <p>イ 建築物等の所有者等 建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。</p> <p>ウ 解体等工事業者 関係法令に定める方法により石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体等工事の場所に備え置き、A3(42.0cm×29.7cm)以上の大きさを掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。</p> <p>エ 廃棄物処理業者 関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。</p>	未記載	・災害建築物安全対策について追記(道に整合)																																																		
135	<p>樽前山の噴火警戒レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル(キーワード)</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別警戒</td> <td rowspan="2">噴火警戒(居住地域又は噴火)</td> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td> <td>5 (避難)</td> <td>～略～</td> <td>～略～</td> <td>～略～ 【過去事例】1667年及び1739年:大規模噴火、火砕流が広範囲に流下して火口から10km以上の～略～</td> </tr> <tr> <td>4 (高齢者等避難)</td> <td>～略～</td> <td>警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要</td> <td>～略～ 【過去事例】観測事例なし・積雪期に小規模噴火が拡大し、融雪型火山泥流の発生が予想される。 【過去事例】観測事例なし</td> </tr> <tr> <td>警戒</td> <td>噴火警戒(火口周辺)又は</td> <td>火口から居住地域近くまで</td> <td>3 (入山規制)</td> <td>～略～</td> <td>～略～</td> <td>～略～ 【過去事例】1874年及び1909年:中規模噴火、大きな噴石が火口から2～3kmまで飛散、火砕流が谷沿いに流下して火口から最大3km程度まで到達(1874年)、火山灰が山麓まで厚さ数cmに堆積・地震増加や地殻変動等により、中規模噴火の発生が予想される。 ～略～</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	特別警戒	噴火警戒(居住地域又は噴火)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	～略～	～略～	～略～ 【過去事例】1667年及び1739年:大規模噴火、火砕流が広範囲に流下して火口から10km以上の～略～	4 (高齢者等避難)	～略～	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要	～略～ 【過去事例】観測事例なし・積雪期に小規模噴火が拡大し、融雪型火山泥流の発生が予想される。 【過去事例】観測事例なし	警戒	噴火警戒(火口周辺)又は	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	～略～	～略～	～略～ 【過去事例】1874年及び1909年:中規模噴火、大きな噴石が火口から2～3kmまで飛散、火砕流が谷沿いに流下して火口から最大3km程度まで到達(1874年)、火山灰が山麓まで厚さ数cmに堆積・地震増加や地殻変動等により、中規模噴火の発生が予想される。 ～略～	<p>樽前山の噴火警戒レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル(キーワード)</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別警戒</td> <td rowspan="2">噴火警戒(居住地域又は噴火)</td> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td> <td>5 (避難)</td> <td>～略～</td> <td>～略～</td> <td>～略～ 【過去事例】1667年及び1739年:大規模噴火、大きな噴石が火口から概ね4kmまで飛散、火砕流が広範囲に流下して火口から10km以上の～略～</td> </tr> <tr> <td>4 (高齢者等避難)</td> <td>～略～</td> <td>警戒が必要な居住地域での高齢者等の避難、住民の避難の準備等が必要</td> <td>～略～ 【過去事例】観測事例なし・積雪期に小規模噴火が拡大し、融雪型火山泥流の発生が予測される。 【過去事例】観測事例なし</td> </tr> <tr> <td>警戒</td> <td>噴火警戒(火口周辺)又は</td> <td>火口から居住地域近くまで</td> <td>3 (入山規制)</td> <td>～略～</td> <td>～略～</td> <td>～略～ 【過去事例】1874年及び1909年:中規模噴火、大きな噴石が火口から2～3kmまで飛散、火砕流が谷沿いに流下して火口から最大8km程度まで到達(1874年)、火山灰が山麓まで厚さ数cmに堆積・地震増加や地殻変動等により、中規模噴火の発生が予想される。 ～略～</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	特別警戒	噴火警戒(居住地域又は噴火)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	～略～	～略～	～略～ 【過去事例】1667年及び1739年:大規模噴火、大きな噴石が火口から概ね4kmまで飛散、火砕流が広範囲に流下して火口から10km以上の～略～	4 (高齢者等避難)	～略～	警戒が必要な居住地域での高齢者等の避難、住民の避難の準備等が必要	～略～ 【過去事例】観測事例なし・積雪期に小規模噴火が拡大し、融雪型火山泥流の発生が予測される。 【過去事例】観測事例なし	警戒	噴火警戒(火口周辺)又は	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	～略～	～略～	～略～ 【過去事例】1874年及び1909年:中規模噴火、大きな噴石が火口から2～3kmまで飛散、火砕流が谷沿いに流下して火口から最大8km程度まで到達(1874年)、火山灰が山麓まで厚さ数cmに堆積・地震増加や地殻変動等により、中規模噴火の発生が予想される。 ～略～	・警戒レベル内容の修正
種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																																															
特別警戒	噴火警戒(居住地域又は噴火)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	～略～	～略～	～略～ 【過去事例】1667年及び1739年:大規模噴火、火砕流が広範囲に流下して火口から10km以上の～略～																																															
			4 (高齢者等避難)	～略～	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要	～略～ 【過去事例】観測事例なし・積雪期に小規模噴火が拡大し、融雪型火山泥流の発生が予想される。 【過去事例】観測事例なし																																															
警戒	噴火警戒(火口周辺)又は	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	～略～	～略～	～略～ 【過去事例】1874年及び1909年:中規模噴火、大きな噴石が火口から2～3kmまで飛散、火砕流が谷沿いに流下して火口から最大3km程度まで到達(1874年)、火山灰が山麓まで厚さ数cmに堆積・地震増加や地殻変動等により、中規模噴火の発生が予想される。 ～略～																																															
種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																																															
特別警戒	噴火警戒(居住地域又は噴火)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	～略～	～略～	～略～ 【過去事例】1667年及び1739年:大規模噴火、大きな噴石が火口から概ね4kmまで飛散、火砕流が広範囲に流下して火口から10km以上の～略～																																															
			4 (高齢者等避難)	～略～	警戒が必要な居住地域での高齢者等の避難、住民の避難の準備等が必要	～略～ 【過去事例】観測事例なし・積雪期に小規模噴火が拡大し、融雪型火山泥流の発生が予測される。 【過去事例】観測事例なし																																															
警戒	噴火警戒(火口周辺)又は	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	～略～	～略～	～略～ 【過去事例】1874年及び1909年:中規模噴火、大きな噴石が火口から2～3kmまで飛散、火砕流が谷沿いに流下して火口から最大8km程度まで到達(1874年)、火山灰が山麓まで厚さ数cmに堆積・地震増加や地殻変動等により、中規模噴火の発生が予想される。 ～略～																																															

厚真町地域防災計画【本編】令和6年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂(令和7年2月)						現行(令和6年4月改訂)						備考												
			火口周辺 2 (火口周辺規制)	～略～	～略～	【過去事例】1999年:山頂A火口で急激な熱活動の高まり、1997年～2001年:地震活動活発化、1981年1～2月:地震活動の活発化			火口から少し離れたところまでの火口周辺 2 (火口周辺規制)	～略～	～略～	【過去事例】2002年～2003年:山頂B噴気孔群で急激な熱活動の高まり1997年～2001年:地震活動活発化													
	予報	噴火予報	火口内等 1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)	～略～	～略～	予報	噴火予報	火口内等 1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏 火山活動によって、火口内で火山灰の噴出が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)	～略～	～略～													
	<p>※ 「大きな噴石」とは、概ね20cm～30cmの風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものとする。</p> <p>※ 大規模噴火とは、噴煙が1万m以上まで上がり、火砕流が広範囲に流下し、それに伴う融雪型泥流が発生するような噴火である。</p> <p>※ 中規模噴火とは、噴煙が数千mまで上がり、大きな噴石が火口から2～3kmまで飛散し、小規模な火砕流やそれに伴う融雪型泥流が発生するような噴火である。</p> <p>※ 小規模噴火とは、噴煙が1,000m以下まで上がり、大きな噴石が山頂火口原内外に飛散するような噴火である。</p>						<p>注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。</p> <p>注2) 大規模噴火とは、噴煙が1万m以上まで上がり、火砕流が広範囲に流下し、それに伴う融雪型泥流が発生するような噴火である。</p> <p>注3) 中規模噴火とは、噴煙が数千mまで上がり、大きな噴石が火口から2～3kmまで飛散し、小規模な火砕流やそれに伴う融雪型泥流が発生するような噴火である。</p> <p>注4) 小規模噴火とは、噴煙が1,000m以下まで上がり、大きな噴石が山頂火口原内外に飛散するような噴火である。</p>																		
137	降灰予報で使用する降灰量階級表						降灰予報で使用する降灰量階級表						・文言の修正												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">影響ととるべき行動</th> </tr> <tr> <th>人</th> <th>道路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は病状悪化のおそれがある</td> <td>徐行運転する ○短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある ○道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始)</td> </tr> </tbody> </table>						影響ととるべき行動		人	道路	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は病状悪化のおそれがある	徐行運転する ○短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある ○道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">影響ととるべき行動</th> </tr> <tr> <th>人</th> <th>道路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は病状悪化のおそれがある</td> <td>徐行運転する ○短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある ○道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は降灰作業を開始)</td> </tr> </tbody> </table>						影響ととるべき行動		人	道路	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は病状悪化のおそれがある	徐行運転する ○短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある ○道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は降灰作業を開始)	
影響ととるべき行動																									
人	道路																								
マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は病状悪化のおそれがある	徐行運転する ○短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある ○道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始)																								
影響ととるべき行動																									
人	道路																								
マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は病状悪化のおそれがある	徐行運転する ○短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある ○道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は降灰作業を開始)																								

厚真町地域防災計画【本編】令和6年度改訂案 新旧対照表

頁	改 訂 (令和7年2月)	現 行 (令和6年4月改訂)	備 考
139	<p><火山情報伝達系統図> ※図の注意書き修正 (二重枠)で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 (太線)は、「噴火警報」、「噴火速報及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務づけられている伝達経路 (二重線)は、・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等 ・特別警報に位置付けられる噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路 ※ 道警察本部は、直ちに關係する警察署を通じ、關係市町村に通知しなければならない。 ※ NHK放送局は、直ちに通知された事項を放送しなければならない。</p>	<p><火山情報伝達系統図> (二重枠)で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 (太線)は、「噴火警報」、「噴火速報及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務づけられている伝達経路 (二重線)は、・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火活動」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等 ・特別警報に位置付けられる噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路 ※ 道警察本部は、直ちに關係する警察署を通じ、關係市町村に通知しなければならない。 ※ NHK放送局は、直ちに通知された事項を放送しなければならない。 ※ 「噴火に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信される。</p>	<p>・伝達系統図の注意書きの修正</p>
140	<p>2 災害情報通信 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報伝達は、地域の災害状況に対応し、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこと とし、第5章第1節「災害情報通信計画」の定めるところによる。なお、北海道、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。</p>	<p>2 災害情報通信 災害時の情報伝達は、地域の災害状況に対応し、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこと とし、第5章第1節「災害情報通信計画」の定めるところによる。なお、北海道、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。</p>	<p>・文言の修正</p>
145	<p>ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるものとする。</p>	<p>ウ 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるものとする。</p>	<p>・文言の修正</p>
168	<p>イ 防災関係機関 (7) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。</p>	<p>イ 防災関係機関 (7) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。</p>	<p>・文言の修正</p>
172	<p>第11章 災害復旧・被災者援護計画 災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。 このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。 この際、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組)の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。</p>	<p>第11章 災害復旧計画 災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原型復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行うなど将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。</p>	<p>・被災者援護について追記(道に整合)</p>

厚真町地域防災計画【本編】令和6年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂（令和7年2月）	現行（令和6年4月改訂）	備考
173	<p>第5節 被災者援護計画</p> <p>1 災証明書の交付 ～略～</p> <p><u>(4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u></p> <p><u>(5) 町は、住家被害の調査や災証明書の交付の救護部り災対策班と応急危険度判定の建設対策部施設班とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u></p>		<p>・り災証明発行に関する追記（道に整合）</p>
69 ～ 170	<p>節番号のズレ修正 (修正例)</p> <p>自衛隊派遣要請 町長は、第5章22節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、(略)</p>	<p>(例)</p> <p>自衛隊派遣要請 町長は、第5章21節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、(略)</p>	<p>節番号の修正</p>